

## 別表 2

(対象経費)

項 目	内 容
企画調整費	事業の企画調整にかかる経費
講師等謝金	講師謝金(上限6,100円/時間で県の規定に準じる。特別な事情がある場合は、別途県民課に協議すること。)
人 件 費	託児スタッフ賃金
旅 費	講師旅費、実施団体スタッフ等の事業実施にかかる旅費
使 用 料	会場使用料、セミナー・講座実施に必要な備品使用料 等
印 刷 費	チラシ・ポスター印刷費、セミナー資料作成費等
通 信 費	連絡・通信に要する郵送料
消 耗 品	事業実施に必要な消耗品
そ の 他	その他事業の実施に伴う経費として委託者が必要と認めた経費

(注) 飲食費(弁当・茶菓等)、備品購入費、受託者の経常的な運営にかかる経費は対象外とする。